

(別紙)

離島フェア2025出展募集要領

離島フェア開催実行委員会

1.離島フェア2025の概要

(1)開催目的

離島フェアは、離島の産業振興と併せて、離島地域と都市地域間及び離島相互間の交流を促進するとともに、新たな地域資源を発掘し、住民自らの創意工夫による地域づくりを支援することを目的とする。

(2)主催

離島フェア開催実行委員会

(18離島市町村、沖縄県、沖縄県離島振興協議会)

(3)開催日時

令和7年11月21日(金)～11月23日(日) 3日間 (午前10時から午後7時まで)

※但し、21日(金)は、午前9時30分から開会式

23日(日)は、午後6時00分閉会予定

(4)開催場所

沖縄セルラーパーク那覇 他(住所:沖縄県那覇市奥武山町 42-1)

(5)後援(予定)

内閣府沖縄総合事務局／一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー／
公益社団法人沖縄県工業連合会／株式会社沖縄県物産公社／
沖縄県商工会連合会／宮古島商工会議所／沖縄県農業協同組合中央会／
沖縄県漁業協同組合連合会／沖縄県森林組合連合会／株式会社沖縄タイムス社／
株式会社琉球新報社／株式会社宮古毎日新聞社／株式会社宮古新報／
株式会社八重山毎日新聞社／株式会社八重山日報社／NHK沖縄放送局／
琉球放送株式会社／沖縄テレビ放送株式会社／琉球朝日放送株式会社／
沖縄ケーブルネットワーク株式会社／宮古テレビ株式会社／
石垣ケーブルテレビ株式会社／株式会社ラジオ沖縄／株式会社エフエム沖縄／
株式会社FMやんばる／株式会社FMよみたん／株式会社FMうるま／
株式会社FMコザ／沖縄ラジオ株式会社／FMニライ／FM21／

株式会社エフエム那覇／FMレキオ／株式会社FMとよみ／
株式会社いとまんコミュニティエフエム放送／FM久米島株式会社／
株式会社エフエムみやこ／FMいしがきサンサンラジオ（順不同）

(6) 協賛（予定）

沖縄電力株式会社／株式会社創和ビジネス・マシズ／JA おきなわ／
JA 沖縄中央会／JA 共済連沖縄／琉球セメント株式会社／
オリオンビール株式会社／沖縄コカ・コーラボトリング株式会社／
沖縄セルラー電話株式会社／株式会社沖縄銀行／株式会社琉球銀行／
沖縄県出店業事業協同組合／日本トランスオーシャン航空株式会社／
沖縄 NX エアカーゴサービス株式会社／沖縄県市町村自治会館管理組合／
沖縄県市長会／沖縄県町村会／沖縄県市議会議長会／沖縄県町村議会議長会／
公益財団法人沖縄県市町村振興協会／拓南製鐵株式会社／株式会社屋部土建／
株式会社メイクマン／沖縄ハム総合食品株式会社／株式会社大米建設（順不同）

(7) 協力（予定）

久米商船株式会社／崎原海運有限会社／平良港運株式会社／南西海運株式会社／
合資会社福山海運／琉球エアコムーター株式会社／琉球海運株式会社（五十音順）

2. 募集対象

県内離島の業者等で、出店条件を遵守できるもの。
また、出展する品目は、原則として、離島地域で生産されるものに限る。

3. 応募方法

所定の申し込み用紙に必要事項を記入し、市町村の担当課へ申し込むこと。

4. 応募締切

令和7年9月 26 日（金）【必着】

5. 出展条件等

(1) フェアの趣旨を尊重し、運営に協力すること。

- イ) 出展商品は、可能な限り市価より割安な価格で販売すること。
 - ロ) 食品については、十分な安全衛生管理を行うこと。
 - ハ) 試食、サンプル提供など積極的な販売活動を行うこと。
- ニ) 事務局が離島特産品の販路開拓のために実施する行事に参加すること。
- ホ) 流通業界との商談活動に対応できる人員を配置すること。

(2) 小間の大きさ及び配置

1小間(基準)の大きさは、4.0m×2.0m(予定)とし、申込後に調整し、小間の大きさを決定する。小間の配置については、実行委員会で決定し、別途通知する。実行委員会が指定した小間以外での販売活動は行わないこと。

(3) 出展業者制限

会場の広さに限度があるため、出展希望者が多い時は出展を見合わせてもらう場合がある。また、実行委員会がフェアの趣旨にそぐわないと判断した場合にも出展を見合わせてもらう場合がある。

(4) 出展協力金

出展者はフェア開催協力金として、1小間当たり 60,000 円を負担すること。

(5) 出展に要する経費の負担

イ) 出展に要する運送費、人件費等の経費は、出展者の負担とする。

ロ) 台風、その他災害等の実行委員会の責によらない事由によりフェアが中止になった場合においても出展に要した経費の補償はしない。

(6) 諸手続

出展に伴う諸手続(税務署)が必要な場合は、関係書類を送付するので、実行委員会事務局が指定する日までに市町村担当課へ提出すること。

※保健所手続きは、那覇市保健所にて出展者各自にて手続きを行う事とする。

(7) 会場設営等

イ) 会場の設営は実行委員会で行う。

ロ) 小間内の飾り付け等は出展業者が行うこと。

ハ) イス・テーブルは実行委員会で基本数を準備するが、その他の販売に必要な備品等は出展者が準備すること。

ニ) 保冷用のコンテナは実行委員会が準備するが、販売用の冷蔵設備等は出展者で用意すること。

ホ) 会場屋内でのガスコンロ等の火気使用は禁止する。ただし、電熱器等の直火を発しない電熱器等については使用可能である。

※基本設備の電気容量には制限がある為、大容量の電気使用の場合は別途追加料金が発生する場合があります。

へ) 試食等、食器類の使用については洗浄の必要のない使い捨てを使用すること。

ト) 電気器具(冷蔵庫、電熱器等)を会場に持ち込む場合は、必ず申込書に必要事項を記入すること。申込書に記載されていない電気器具の使用は出来ません。

※通電時間は 11 月 20 日(木)12:00~23 日(日)20:00 24 時間継続通電。

(8) 出展品の輸送

イ) 物品の搬送については、原則として出展者で対応することとするが、航空会社及び海運会社に運賃減免の依頼を行うので、市町村担当課と調整すること。

ロ) 会場内への物品の搬入は前日までに終了すること。ただし、生鮮食料品等の当日搬入する必要のある物品については、実行委員会事務局と別途調整すること。

(9) その他

イ) 出展者は、出展申込書の提出と同時に、出展品目に記載した商品の写真画像データも同時に提出し、特産品カタログの制作に協力すること。

ロ) 出展者対象の説明会には必ず参加すること。

特記) 各出展者は、インボイス制度による登録番号を有する場合は、申請及び請求書発行時の記載を必須とする。